

違反対象物の公表制度

施行日 平成31年4月1日

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする者が、その建物の防火安全性に関する情報を入手し、建物の利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

●公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。

飲食店・物品販売店



病院・福祉施設



宿泊施設



●公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

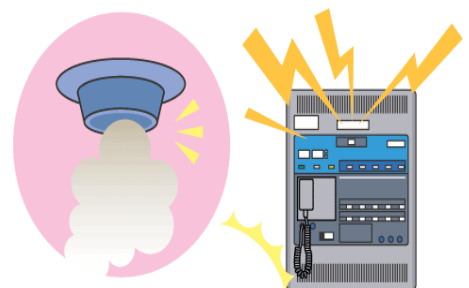
屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

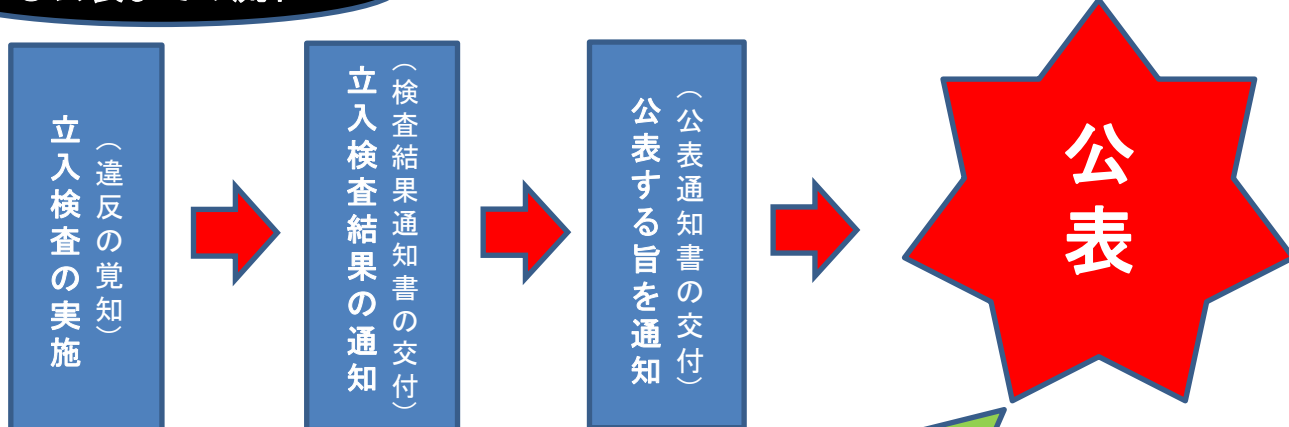


違反対象物の公表制度

●公表する内容



●公表までの流れ



立入検査結果通知書の交付から14日を経過しても、なお公表の対象となる違反が改善されない場合。



建物関係者の方々

あなたが所有(管理、占有)する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防本部予防課までご相談下さい。

- ・飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ・増築、改築、隣接建物との接続工事
- ・窓や扉などの開口部の閉鎖工事

【お問い合わせ】 揖斐郡消防組合消防本部予防課 0585-32-2553